

美山漁業協同組合遊漁規則の変更について

1 変更の概要

- ・河内谷ます類特別区の削除

2 新旧対照表

変更前					変更後				
(遊漁の方法等) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法により ウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域及びオ欄の期間中でなければならない。					(遊漁の方法等) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法により ウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域及びオ欄の期間中でなければならない。				
ア魚種	イ方法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間	ア魚種	イ方法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
ます類 (あまご いわな やまめ にじます)	竿釣、 手釣	1人1竿	全区域 ただし、 濃密放 流区(特 別区)、 ルア一 及び針 専用別 区は定 める	あまご及び やまめは、3 月1日から9 月30日まで の期間内 において組 合が定め て公表す る期間	ます類 (あまご いわな やまめ にじます)	竿釣、 手釣	1人1竿	全区域 ただし、 濃密放 流区(特 別区)、 ルア一 及び針 専用別 区は定 める	あまご及び やまめは、3 月1日から9 月30日まで の期間内 において組 合が定め て公表す る期間
				いわなは、3 月16日から 9月30日ま での期間内 において組 合が定め て公表す る期間					いわなは、3 月16日から 9月30日ま での期間内 において組 合が定め て公表す る期間
				にじますは、 1月1日か ら12月31 日までの期 間内におい て組合が定 めて公表す る期間					にじますは、 1月1日か ら12月31 日までの期 間内におい て組合が定 めて公表す る期間

	竿釣 (ルアー、毛針に限る)	1人1竿	ルアー及び毛針専用区は組合が定めて公表する	ルアー及び毛針専用区は3月1日から9月30日の期間内において組合が定めて公表する期間
略	略	略	略	略

	竿釣 (ルアー、毛針に限る)	1人1竿	ルアー及び毛針専用区は組合が定めて公表する	ルアー及び毛針専用区は3月1日から9月30日の期間内において組合が定めて公表する期間
略	略	略	略	略

濃密放流区（特別区）

ア魚種	イ方法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間
ます類 〔あまご いわな やまめに じます〕	竿釣 (エサ釣りに限る)	1人1竿	芦生ます類特別区：南丹市美山町芦生内杉谷第1堰堤より上流	あまご及びやまめは、3月1日から9月30日までの期間内において組合が定めて公表する期間
			河内谷ます類特別区：南丹市美山町河内谷、通称溝谷堰堤より上流	
	竿釣 (ルアー及び毛針に限る)		杉波谷ます類特別区：南丹市美山町下杉波谷第1堰堤より上流	にじますは、1月1日から12月31日までの期間内において組合が定めて公表する期間
			佐々里ます類特別区：南丹市美山町佐々里ぬの滝堰堤から百合の下橋の本支流	

(略)

濃密放流区（特別区）

ア魚種	イ方法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間
ます類 〔あまご いわな やまめに じます〕	竿釣 (エサ釣りに限る)	1人1竿	芦生ます類特別区：南丹市美山町芦生内杉谷第1堰堤より上流	あまご及びやまめは、3月1日から9月30日までの期間内において組合が定めて公表する期間
			河内谷ます類特別区：南丹市美山町河内谷、通称溝谷堰堤より上流	
	竿釣 (ルアー及び毛針に限る)		杉波谷ます類特別区：南丹市美山町下杉波谷第1堰堤より上流	にじますは、1月1日から12月31日までの期間内において組合が定めて公表する期間
			佐々里ます類特別区：南丹市美山町佐々里ぬの滝堰堤から百合の下橋の本支流	

(略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、あゆ年券及びあまご年券は組合の規定する顔写真を一枚添えて納付しなければならない。尚、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては、次の表の額の20パーセント以内、日券においては、50パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。

魚種	区域	漁具漁法	期間	遊漁料
略	略	略	略	略
ます類 (あまご、いわな、やまめ、にじます)	全区域	竿釣に限る	年券	7,500円
			日券	3,000円
	特別区 (佐々里ます類特別区)	竿釣	年券	7,500円以内で組合が定めて公表する金額
			日券	3,500円以内で組合が定めて公表する金額
特別区 (芦生ます類特別区、 <u>河内谷ます類特別区</u> 、杉波谷ます類特別区)	竿釣		3,500円以内で組合が定めて公表する金額	

(略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、あゆ年券及びあまご年券は組合の規定する顔写真を一枚添えて納付しなければならない。尚、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては、次の表の額の20パーセント以内、日券においては、50パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。

魚種	区域	漁具漁法	期間	遊漁料
略	略	略	略	略
ます類 (あまご、いわな、やまめ、にじます)	全区域	竿釣に限る	年券	7,500円
			日券	3,000円
	特別区 (佐々里ます類特別区)	竿釣	年券	7,500円以内で組合が定めて公表する金額
			日券	3,500円以内で組合が定めて公表する金額
特別区 (芦生ます類特別区、 <u>河内谷ます類特別区</u> 、杉波谷ます類特別区)	竿釣		3,500円以内で組合が定めて公表する金額	

(略)